慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	元老院議官佐野常民の遷都意見書 : 明治法制史料雑纂 (五)
Sub Title	Written opinion on the transfer of capital by senator Tsunetami Sano (1878)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.7 (1961. 7) ,p.68- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610715-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

元老院議官佐野常民の遷都意見書

明治法制史料雑纂（五）

手塚豊

ここに紹介する佐野常民の意見書は、細川潤次郎の「吾園文書」[1]明治辛巳の綴り込みにふくまれている一文書である。原本は元老院十三行罫紙八枚の筆寫本であるが、全文が同一の筆跡ではなく、前半の四枚と後半の二枚ずつが各々ちがった筆跡で書かれている。おそらくどれもが佐野の自筆ではなく、元老院部内で作られた轉寫本と思われる。明治十一年の日附ある文書が、明治辛巳（明治十四年）の綴り込みにあるのは、文書製本の際の誤りであろう。原本には題名を缺くが、その内容は、首都を東京より埼玉縣の本莊（庄）に移すべしとする意見書である。

明治維新に際し、あたらしい首都をどこにおくべきかは、明治新政府が直面した大きな課題であった。大久保利通、伊地知正治等の大阪遷都論、前島密、黒田清綱、大木喬任、江藤新平等の江戸遷都論、木戸孝允の三京併置論（京都、大阪、東京）、岩倉具視の東西兩京併置論、松平慶永の江戸遷都反對論など、諸説紛糾して、容易に決定をみなかった。[2]それがため、「東京奠都の詔」といわれる元年七月十七日の詔書も、明確には「東京奠都」を宣言したものではなかった。次の通りである。

朕、今萬機ヲ親裁シ、億兆ヲ綏撫ス、江戸ハ東國第一ノ大鎮、四方輻湊之地、宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ、因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン、是朕ノ海内一家、東西同視スル所以ナリ、衆庶此意ヲ體セヨ、

すなわち明治天皇の江戸「親臨」に際し、「江戸ヲ稱シテ東京」[3]としたのであって、京都の西京たる地位を否定してはいない。この

詔書に添えられた副書にも「屢東西御巡幸」とあり、東西兩京の併立を唱っている。(4)

しかし、元年十月、東京に着御された明治天皇は一旦京都へ還幸されたが、翌二年三月、ふたたび東行されてからは、京都還幸のことを行われず、また、二年二月に中央官廳であった太政官は東京へ移り、京都には留守官が設けられたが、その規模も次第に縮少され、四年八月には全廢されるに至った。こうして事實上の遷都が決定づけられたのである。(5) されば、五年五月、明治天皇が中國四國巡幸の途次、京都にたちよられた際には、最早「還幸」ではなくして、「行幸」と稱されたのである。(6)

このように、東京奠都をめぐっては、種々の曲折があったが、東京が首都に確定した以後、他の都市への遷都論は、明治年間を通じて、私の知るかぎりでは傳えられていない。佐野常民の遷都意見書を、稀有の文献としてここに紹介する所以である。

意見書の内容をみるに、東京を首都として不適とするわけは、江戸灣からの着彈距離にあるという軍事的理由と、江戸時代から消費都市として發達したため風俗浮薄の傾向があり、學校、兵營の所在地には不適當であり、また、土地が低く傳染病流行のおそれがあるという理由をあげている。そして東京は純然たる商業、貿易の都市とし、政治、文教の中心たるべき首都は、内陸の別の場所を選ぶべきであるとする。この場合、ニューヨークに對するワシントン、大阪に對する京都の關係が模範とされたようである。そして武藏、上野の兩國から候補地として、熊谷、前橋、高崎、新町、本莊をあげ、土地の高低、水運、陸運、水源地などの點から本莊がもっとも適當な場所であることを强調している。

本莊は埼玉縣の北東部にあり、德川時代には幕府の御料所で、中仙道の要衝であった。元治元年の調査では戸數一〇三六戸、人口三八八八人といわれている。(7)

東京を首都として不適當とした理由の當否はしばらく措き、そしてまた、本莊が首都として最適地であるかどうかは別として、東京を純然たる商業都市とし、首都を關東地方の別の場所に移し、そこに政治、文教の中心都市をあたらしく建設せんとする構想は、いまなお通用する卓見というべきであろう。

筆者である佐野常民（文政五年―明治三十四年 一八二二年―一九〇一年）は、舊佐賀藩士、幕末には藩の特使としてパリーの萬國博覽會に參加、維新後、兵部少丞をふりだしに、工部大丞、燈臺頭、辨理公使（伊、墺）を經て明治八年七月元老院議官に就任、その後、大藏卿、元老院副議長、議長などを歴任、明治二十五年には第一次松方内閣の農商務大臣を務めたこともある。他方、日本赤十字社の創立者としてとくに知られている。赤十字社の移入は、海外事情に對する彼の明敏な感受性の所

産と思われるが、遷都問題についてニューヨーク、ワシントンの關係に範を求め、他に類例をみない提案を生んだ原因も、またそこにあったというべきであろう。因みに、佐野の傳記には本間樂寛著「佐野常民傳」があり、その元老院議官時代の事蹟にも言及しているが、遷都意見書についての記事はみあたらない。(8)

なお、この意見書が元老院の罫紙を使用していること、さらに元老院議官細川潤次郎の舊藏書中に存在することからみて、次のような成立事情を推察することができる。すなわち、佐野は元老院會議に提案するため(八年十一月二十五日・改正元老院章程第七條)、そうした意見書を起草したが、正式提案にさきだち、部内に寫本を配布して他の議官の意見を徵したものとみられる。細川議官の手許に意見書が殘ったのはそれがためであろう。しかし元老院第三期及び第四期報告書(明治十一年)あるいは「明治十一年元老院議事一覽表」によるも、この意見書が元老院會議に提出された形跡はない。とすると、佐野は部内の贊同がえられないことを見通して、正式提案を取りやめたのではないかと思われる。

(1) 「吾園文書」については、拙稿「拷問廢止に關連する諸法律案」・本誌第三四卷三號五七頁註(1)參照。

(2) 東京奠都の問題を取扱った主なる文献としては、岡部精一「東京奠都の眞相」(大正六年)、「奠都三十年」太陽第四卷第九號增刊號、薄井福治「東京奠都と御東幸」(文明協會編「明治

戊辰」・二〇四頁以下)などがある。岡部氏の著書は、德川時代以降の遷都論を論究した精密な研究である。

(3) この詔書の「江戸ヲ稱シテ東京トセン」の文言をどう理解すべきか、東京と改稱したわけではなく、ただ江戸を東の京としたと解する說と(例えば尾佐竹猛「明治文化叢說」・二頁)、江戸の地名を改めて東京としたとみる說(例えば渡邊修次郎「近世叢談」・二一頁)とが對立する。たとえ前者の意味を以て發布せられたとするも、その後、「東京」が實際には地名として一般化したことは疑いえない。

(4) 岡部・前揭書・一五五頁。

(5) 石井良助「明治文化史・法制編」八七頁。

(6) 石井・前揭書・八七頁、岡部・前揭書・二五七頁。

(7) 諸井六郎「德川時代之武藏本庄」(明治四十五年)・二四頁、二六頁。

(8) 本間樂寛「佐野常民傳——海軍の先覺・日本赤十字の父」(昭和十八年)・一五九頁以下。

帝都ハ至尊ノ居ル所政府ノ建ツ所ニシテ以テ全國ヲ控制スル所ナリ故ニ最形勝ノ地ヲ擇ヒテ之ヲ奠メサルヘカラス東京ハ我邦ノ中央ニ位シ德川氏之ニ據テ四方ヲ鎭壓ス曩ニ維新ノ際京都ヲ去リテ東京ニ遷ルハ誠ニ當レリ然レトモ臣竊カニ以爲ラク東京ハ永久都ヲ奠ムルノ地ニアラス今其然ル所以ヲ具陳セン

夫レ東京ハ江戸灣ヲ擁シ横濱港ニ連リ東南隅田川ヲ帶ヒ又利根ノ大川アリテ其州境ヲ劃シ舟楫ノ利通セサル所ナク沃野膏壤數十里背面ニ箱根碓氷ノ險アリテ西北ノ衝ニ當レリ德川氏ノ覇業ヲ建ツル亦是ニ賴テナリ然リ而シテ今古其治ヲ異ニシ其勢ヲ變ス前日ノ天險ト爲ス所ノ者以テ今日ノ形勝トナスヲ得ス蓋シ近來各國ト交通ヲ開ク歐米ノ船舶日ニ近海ニ輻湊セリ若シ一朝衅ヲ啓ク之ヲ兵力ニ訴フルハ萬國ノ通法ニシテ而シテ政府ノ在ル所ヲ擣キ速カニ其要領ヲ得ント欲スルハ亦各國兵家ノ常トスル所トス是時ニ當リテヤ彼ノ鐵船江戸灣ニ航進シ巨礮之ニ臨マハ彈丸ノ勢直ニ東京ニ達スヘシ斯ノ如クナレハ則至尊輦ヲ移サヽルヲ得ス政府地ヲ轉セサルヲ得ス百萬ノ生靈狼狽シテ居ヲ失ス其擾雜騷亂豈勝ケテ言フヘケンヤ萬一防禦守ヲ失ヒ各州ノ屯兵來リ援フニ遑アラサルアラハ城下ノ盟ヲナスニ至ルモ亦未タ知ルヘカラス豈深ク警メ遠ク慮リテ之ヲ平生無事ノ日ニ謀ラサルヘケンヤ臣念フテ此ニ至ル未曾テ懷ニ傷然タラスンハアラス退テ宇內各國ノ帝都ヲ通觀スルニ敵丸飛到ノ地ニ設クルモノナシ葡萄芽ノ里斯本希臘ノ雅典ノ如キ獨リ俄ノ彼得堡ハ巴羅的海ニ瀕スト雖弱小ノ國ノミ故ニ措テ論セス(コロスクト)トモ其海門ニ冕域ノ砲臺アリ稱シテ世界第一ノ要害トナス幾里(クリシヤ)麼ノ役ニ英佛ノ艦隊來リ襲フヲ得サルモノハ此險アルヲ以テナリ故ニ東京ヲシテ此ニ傚ハシメント欲セハ宜ク觀音崎ノ灣ヲ扼シテ堅固ノ砲臺ヲ築クヘシ然レトモ其海門頗ル廣濶ナルヲ以テ工ヲ成ス極メテ難ク建築ノ費賞ラレス而シテ敵艦ノ必シモ通セサルヲ期セス寧帝都ヲ敵丸到ラサルノ地ニ遷スノ萬全ナルニ如カンヤ且ツ夫レ帝都ハ整齊嚴肅人觀テ容ヲ斂メ至尊ノ居ル所政府ノ建ツ所ヲ知ラシメ之ニ住スル民亦名教ヲ重ンシ品行ヲ愼ミ輦轂ノ下タルニ負カサルヘシ而シテ東京ハ二百年來治年ノ餘ヲ承ケ風俗頹圮人情浮薄或ハ華侈ニ耽リ或ハ遊惰ニ流レ人口ノ夥多ナルモ唯ニ貧民ノ巢窟タルニ過キス蓋シ德川氏ノ治ヲナス務メテ諸藩ノ力ヲ殺カンヲ謀リ江戸ニ來覲スル者ヲシテ專ラ財帛ヲ糜消セシメントス是特ニ一時ノ權ノミ慣習ノ久キ遂ニ以テ性ヲナシ挽回スヘカラサルニ至ル豈一朝ノ能ク釐正スル所ナランヤ加之其地海ニ接シ多クハ汙下ナルヲ以テ時ニ惡疾流行ノ患アリ此ヲシテ互市ノ地タラシメハ尙可ナリ決シテ帝都ノ地ニアラサルナリ況ンヤ學校ヲ置キ兵營ヲ設クル自ラ其風俗人情ニ感染シ學校ニ上リ兵營ニ入ルモノ其家ニ歸ルノ日多クハ華侈ヲ務メサレハ遊惰ヲ事トシ父兄ノ訓誨ヲ受ケス自家ノ生產ヲ營セス一變シテ暴戾放肆ノ行ヲナス是レ決シテ兵氣ヲ振强シ人才ヲ教育スルノ地ニアラス故ニ都ヲ別地ニ遷シ新ニ規模ヲ定メ東京ヲ以テ一互市ノ地トナスニ如カス臣今試ニ帝都ヲ遷スノ地ヲ擇ハン

抑我邦ノ地形タル狹長ニシテ斜メニ南北ニ延亙スル五百餘里房總ヨリ信越ニ至ルノ間其橫幅最濶ク且ツ全國ノ中心ニ當レリ而シテ房總ハ海ニ接シ信越ハ山ヲ帶フ其平衍ニシテ衝要ノ地ヲトスレハ武藏

上野二州ノ交ニ若クハナシ今其近傍ノ各地ニ就キ利害ヲ論スレハ熊谷ハ東京ヲ距ル最モ近ク荒川ノ岸ニ臨ミ水運ノ便アルモ其地卑下時ニ河決ノ憂アリ前橋ハ地較高ク水路頗ル多シト雖トモ利根川ノ流急ニシテ漕運ニ利ナラス端氣川澁川驛ニ達ス及ヒ某川伊勢崎ニ通スノ如キモ偶名ヲ失ス亦大船ヲ行ルヘカラス且ツ赤城榛名ノ二山ニ近キヲ以テ常ニ西北風繁シ高崎ハ地勢頗ル宜キモ少ク山ニ偏シ淺間嶽ノ風甚寒シ烏川碓氷川並ニ流淺クシテ小船ヲ泛フルニ過キス新町ハ神流川其東ニ流レ又鏑川三奈川鮎川溫井川ノ諸川アリテ匯湊スト雖トモ時ニ水害ヲ免レス且ツ其地冷溫ニシテ又狹隘ナリ獨リ本莊驛ハ土地高敞ニシテ眺望ニ宜ク氣候寒カラス水運ノ利以テ開ク可シ是レ最モ其所ヲ得タリトス

本莊驛ハ武藏國兒玉郡ニ在リ東京ヲ距ル二十二里餘東ハ傍示堂鶏森ノ二村ニ界シ西ハ小島村ニ接シ南ハ西五十子、北堀、東冨田ノ三村ニ連ル東西廿八町南北廿三町其地勢西南ハ漸ク高クシテ遠ク秩父ノ山脈ニ亙ル正北赤城山ニ對シ東北黑髮山ヲ望ム其正東雲間ニ縹緲タルハ筑波峯ナリ其西北天半ニ突兀タルハ榛名山ナリ淺間妙義金洞ノ諸岳其西ニ攢列シ東南ノ一面平豁ニシテ東京ニ接セリ驛ノ南ヨリ東ニ至リ小山川ヲ抱キ西神流川ヲ隔ル遠カラス北ハ利根川ニ枕ミ岸ヲ距ル直徑十五町ニ過キス其土質赤埴ニシテ砂ヲ交ヘ稻粱ニ宜ク又桑ニ適セリ其氣候ハ東京ヨリ寒キコト四五度ノ下ニ在リ毎戸井ヲ鑿リテ飲ム井ノ深サ三丈許水極メテ清冷ナリ住年暴瀉病ノ流行スル曾テ此地ニ傳染セス又絶エテ脚氣ヲ患フル者ナシ風景ノ勝水土ノ宜キ此ノ如シ其人身ノ健康ヲ保スル復疑ヲ容レス

驛ノ艮位ニ一城墟アリ傳ヘ云フ健保承久ノ頃本莊四郎高家之ニ居ル永祿中本莊長英之カ城主タリ永祿十五年北條氏ノ將氏郡ニ攻陷セラレ逃レテ越後ニ入リ長尾氏ニ屬ス德川氏ニ及ヒ小笠原信嶺ヲ此地ニ封ス其嗣信之封ヲ襲キ慶長十三年古河ニ移リ本莊城ヲ廢ス後德川氏ノ直轄ニ歸シ元祿十三年畑地ト成ス今其城趾ヲ檢スルニ塹濠ノ跡隱然トシテ存セリ其地勢ヲ察スルニ蓋シ神流川ヲ引キテ之ニ環ラシ遂ニ利根川ニ注クモノトス所謂小山川モ亦其塹濠ノ餘ナルカ本莊ノ地果シテ帝都タルニ適セハ宜ク城趾近接ノ地若クハ驛西小島村ト相連ルノ艮地ヲ相シ先ツ之カ區畫ヲ定メ經營ヲ起シ又豫メ市街家屋ノ制ヲ圖リ而シテ神流川ノ止流ヲ引キテ驛内ニ環流シ其汗穢ヲ滌シテ利根川ニ注カシムヘシ今其分流ノ漑田ニ供スル者ヲ見ルニ驛ヲ距ル一里石神村ニ通スルアリ上野鬼石ノ對岸ヨリ分派シ延テ驛南ニ及ヘルモノアリ是ニ由テ之ヲ考レハ其工ヲ成ス蓋シ難シトセス然シテ飲水ノ料ニ供スルハ別ニ一川アリ元小山川ト曰フ其源ヲ窮ムルニ驛ノ西隣小島村ニ發シ村内字萬年寺清滿寺ノ二所ヨリ湧出ス其他沿岸皆湧泉アリ驛内阪下ノ一泉ヲ若泉ト云フ古昔此地方數村ヲ若泉莊ト稱ス是レ其遺ナリ又流シテ元小山川ニ入リ相聚リテ川ヲ成シ驛北ニ帶

流ス長凡三十町其幅廣キハ七間狹キハ三間深五尺ヨリ二尺五寸東流シテ傍示堂村ニ至ル水源ト約ソ一丈餘ノ高低アリ水極メテ澄徹ニシテ味甚タ清洌盛大旱ノ候ト雖トモ曾テ涸竭セス是洵ニ天賦ノ美泉ナリ若シ此川ヲ浚ヒ鐵管ヲ施シテ驛中ニ通シ飲料ニ供セハ決シテ東京玉川神田上水ノ下ニアラス

其水運ノ利ヲ通スルハ宜ク利根川ニ依ルヘシ利根川ノ流ヲ按スルニ源ヲ上野ノ利根郡ニ發シ流レテ前橋ヲ過キ五靈村ノ下ニ鴻キ碓氷川烏川神流川等ノ諸川相會シテ大河ヲ成ス其河道中瀨村妻沼村ニ至ルマテ水勢頗ル駛ク雨水毎ニ土砂ヲ沖流シ激シテ隄陂ヲ決シ河底隨テ淺ク大船沙ニ擱シテ通スヘカラス北河原村ニ抵レハ水勢漸ク慢ニ通運會社ノ瀾船現ニ此ニ往來シテ日ニ行容ヲ搭ス故ニ利根ノ本川ニ副ヒテ別ニ一渠ヲ鑿リ山王堂村ノ西ヨリ本莊ノ驛下ニ至リ斜メニ仁手村ヲ經灣圍シテ幡羅郡ニ入リ北河原村ニ注キ若クハ延イテ栗橋ニ到ラハ瀾船ヲシテ直ニ本莊ニ達セシムヘシ北河原村ニ一渠アリ備前堀ト云フ聞ク所ニ据レハ仁手村ノ溝瀆ニ連ナレリト是或ハ水利ヲ導クニ便ナルヘシ然シテ山王堂村ノ渠口ニ堅牢ノ障波ヲ築キ其水衝ヲ避ケ大水アレハ獨リ其土砂ヲ本川ニ流サシメハ新渠ノ利思フニ永久ヲ保ツヘシ

又中山道ニ循ヒテ鐵路ヲ敷キ直ニ東京ノ線路ニ通セシムヘシ其途中一ノ戸田川アリ即チ荒川ノ下流其他總テ平衍ノ地タリ

以上帝都ヲ經營スルノ概略ナリ然シテ兵營ヲ其附近ノ要地ニ構ヘ東京兵員ノ多數ヲ移サハ事アルノ日直ニ東京ニ到ルヲ得以テ又適應ノ地ニ各科ノ大學校ヲ建置シ旁水利ニ藉リテ諸製造所ヲ設ケシメ工業ヲ盛殖スヘシ凡ソ此等ノ諸場ヲ起ス皆互市繁華ノ地ニ於テセサルヲ可トス歐米ノ各國ヲ閲スルニ多クハ然ラサルナシ是亦華侈ト遊惰ヲ防クノ意ニ外ナラス

苟ニ此ノ如クナラハ則チ帝都ノ東京ニ於ル猶華盛頓府ノ紐育ニ於ケルカ如ク京都ノ大阪ニ於ケルカ如ク氣脉相通シ往來斷エス而シテ海防ノ策力ヲ盡スヲ得一旦緩急敵丸飛到ノ憂ナク敵艦航進ノ虞ナク政府地ヲ轉セス人民居ヲ失ハス四方ノ兵檄ヲ傳ヘテ東京ニ聚リ敵ヲ陸地ニ引キ以テ鏖戰スルヲ得ヘシ其平時ニ在テハ全國ヲ控制シテ政令ヲ布キ整齊嚴肅帝都タルノ儀表ヲ存ス是實ニ今日ノ形勝ニシテ永ク皇基ヲ億年ニ鞏メ遠ク國威ヲ萬國ニ耀スニ足ル豈東京ニ都スルノ比ナランヤ臣故ニ曰ク東京ハ永久都ヲ奠ムルノ地ニアラスト

夫レ遷都ハ重事ナリ經營ノ費亦鉅大ナリ固ヨリ一朝一夕ノ能ク成ス所ニアラス恭ク惟ルニ方今未タ離宮ノ設アラス故ニ政府遷都ノ議ヲ決セハ先ツ宜ク離宮ヲ其地ニ築クヘシ而シテ夏秋ノ候ニ至レハ暫ク此ニ幸シ避暑ノ宮ニ充テ或ハ惡疾ノ流行スル毎ニ輦ヲ此ニ駐メ漸ヲ以テ經營ノ工ヲ起サハ一時ノ巨費ヲ要セス又曾テ人民ヲ擾サス數年ニシテ遷都ノ業成ルヘシ論者或ハ曰ハン一タヒ東京ノ地ヲ去ル遽

カニ帝都ノ繁盛ヲ觀ル能ハスト是誠ニ卑庸ノ見ノミ夫レ東京ハ二百年前ニ在テ草莽ノ地タリ德川氏之ヲ闢イテ遂ニ今日ノ繁盛ヲナス秀吉大阪ニ城シテ大阪以テ殷阜ナリ米ノ紐育費拉得費並ニ數十年前ノ開創ニシテ皆以テ富饒ヲ致セリ本莊ノ地帝都タラハ豈繁盛ナラサルヲ憂ヘンヤ全國ノ人民其帝都タルヲ知ラハ必ス居ヲ移ス者多カラン況ンヤ水陸運漕ノ便ヲ通スル中山北陸ノ諸州爭フテ其物産ヲ輸シ之ヲ東京横濱ニ送ル皆此地ヲ以テ樞要トナス則チ二三年ナラスシテ東京ニ勝ルノ一大盛都トナル期シテ竢ツヘキナリ

夫レ政府ノ圖ヲナス其規模ヲ宏大ニシ其施設ヲ着實ニスルヲ要ス規模宏大ナラサレハ永遠ヲ致ス能ハス施設着實ナラサレハ事功ヲ遂クル能ハス仰キ望ラクハ政府能ク古今ノ形勢ヲ視宇内ノ情況ヲ察シ遷都ノ議ヲ今日ニ定メ着々歩ヲ占メ緩急ヲ愆ラス以テ將來ノ皇猷ヲ擴張センコトヲ謹テ卑見ヲ陳ス

明治十一年八月　　議官　佐野常民

後註　ふり假名は原文のままである。